

ハローワークだより

11月号

月報はさま

迫 公 共 職 業 安 定 所

登米市迫町佐沼字内町42-10

TEL 0220-22-8609 FAX 0220-22-9579

11月は労働保険適用促進強化期間です

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇用している事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。

労働保険は、労働者が安心して働ける職場作りと、安定した事業経営に欠かせない国が直接管掌する保険制度です。

労働保険のうち労災保険は、労働者の方が業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。

一方、雇用保険は、労働者の方が失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防及び高齢者や障害を持つ方など就職が困難な方の雇用の促進を図るための援助を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合にも労働保険に加入していただく必要があります。

また、労働者ご本人が、雇用保険の加入手続きが適正に行われているかを、ハローワークに確認することもできます。



宮城県最低賃金が改定されました

平成27年10月3日から、時間額726円に変更されました。

※「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」には、宮城県産業別最低賃金が定められています。

職業紹介関係取扱状況 [9月内容]

— 窓口の動き —

	7月	8月	9月	対前月比(%)	対前年同月比(%)
新規求職者数	392人	385人	414人	7.5	▲ 17.5
有効求職者数	1,663人	1,590人	1,563人	▲ 1.7	▲ 11.2
新規求人数	708人	458人	483人	5.5	▲ 26.0
月間有効求人数	1,576人	1,599人	1,416人	▲ 11.4	▲ 14.8
有効求人倍率	0.95倍	1.01倍	0.91倍	▲ 0.10 P	▲ 0.03P
紹介件数	571件	495件	594件	20.0	▲ 19.4
就職件数	179件	179件	203件	13.4	▲ 18.5
基本手当受給者実人員	348人	342人	318人	▲ 7.0	▲ 21.7
基本手当支給額	37,976千円	37,025千円	38,442千円	3.8	▲ 10.0

新規求職者数は前月比で7.5%増加したが、前年同月比では17.5%減少した。有効求職者数は前月比で1.7%前年同月比では11.2%減少した。

新規求人数は前月比で5.5%増加したが、前年同月比で26.0%減少した。月間有効求人数は前月比で11.4%、前年同月比では14.8%減少した。

有効求人倍率は0.91倍で、前月比で0.1ポイント、前年同月比でも0.03ポイント減少した。また、宮城県は1.38倍、全国は1.24倍となっている。

雇用保険受給者実人員は、前月比で7.0%、前年同月比で21.7%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移

(求人倍率: 求職者一人に対し、求人数がどのくらいあるかを表す)

